

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	食の自立利用者支援事業	①「食」の自立支援事業において、食料費等の物価高騰による増額相当分を事業者に補助することで、高齢者の利用者負担増を抑え、自立した生活を支援する。 ②補助金 1食あたり40円と、令和7年度と令和8年度の食料費等の1食あたりの平均額の差(物価高騰額)を比較して、少ない方の額に食数を乗じて算出された額。 ③一食あたりの補助上限額40円×43,222食(令和8年度見込食数)=1,729千円 臨時交付金1,440千円(10月分) 一般財源289千円(2月分) ④「食」の自立支援事業受託事業所(2事業所)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所等給食費臨時支援事業	①物価高騰の影響により食料費が高騰する中で保護者を支援するため、保育所等に対し材料費等の増額相当分を公費により負担し、栄養バランスや量を保った給食実施の継続を図る。※職員分除く ②補助金 3歳児以上副食費に対し、令和7年度公定価格月額4,900円と保護者負担月額4,700円の差額を補助 ③給食費免除 公立園 価格上昇分200円×12月×園児数204人=490千円 補助金 私立園 価格上昇分200円×12月×園児数1,162人=2,789千円 臨時福祉給付金3,279千円 ④保育所等(保護者)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食無償化事業	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費を助成するもの。※教職員分を除く ②小学校給食無償化事業 市立小学校給食費について、国の学校給食費の抜本的な負担軽減策にあわせ、補助基準額を超える部分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し無償化を行う ③小学校給食材料費248,709千円から小学校給食費負担軽減交付金234,291を除く額について公費負担する。 ④小学生の保護者世帯	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食無償化事業	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費を助成するもの。※教職員分を除く ②中学校給食無償化事業 市立中学校給食について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し無償化を行う ③中学校給食材料費143,783千円について公費負担を行う。臨時交付金83,280千円 ふるさと「とす」応援寄附金基金50,662千円 一般財源9,841千円 ④中学生の保護者世帯	R8.4	R9.3